

1. 帰還困難区域を抱える自治体から、拠点区域外への帰還・居住に向けて、避難指示解除の方針を早期に提示してほしいと強く要望を頂戴。
2. 拠点区域外が各自治体の人口・面積に占める割合や帰還・復興の実情など、自治体ごとに事情が異なることを踏まえ、個別に各自治体の課題、要望等を伺いながら、検討。

(1) 帰還・居住に向けた対応

- ・ 拠点制度の下、除染やインフラ・生活環境の整備を実施中。
- ・ 震災から10年が経過し、地元自治体からも、拠点区域外の方針提示を強く要望。
- ・ 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針を、原子力災害対策本部にて決定。（2021年8月31日）

⇒ 福島特措法を改正（R5.6.9公布・施行）し、帰還意向のある住民の帰還を目指す区域（特定帰還居住区域）を設定できる制度を創設。

(2) 土地活用に向けた対応

- ・ 拠点区域外を土地活用し、避難指示を解除してほしいとの要望あり。
- ・ 地元自治体の土地活用への強い意向がある場合には、住民の安全の確保を前提として、拠点区域外の解除を可能にする、新たな仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部にて決定。
(2020年12月25日)

飯舘村における土地活用方針の概要

- 土地活用スキームを利用するため、**飯舘村**は土地活用方針を策定（令和４年６月）。

※特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について【令和２年12月25日】抜粋

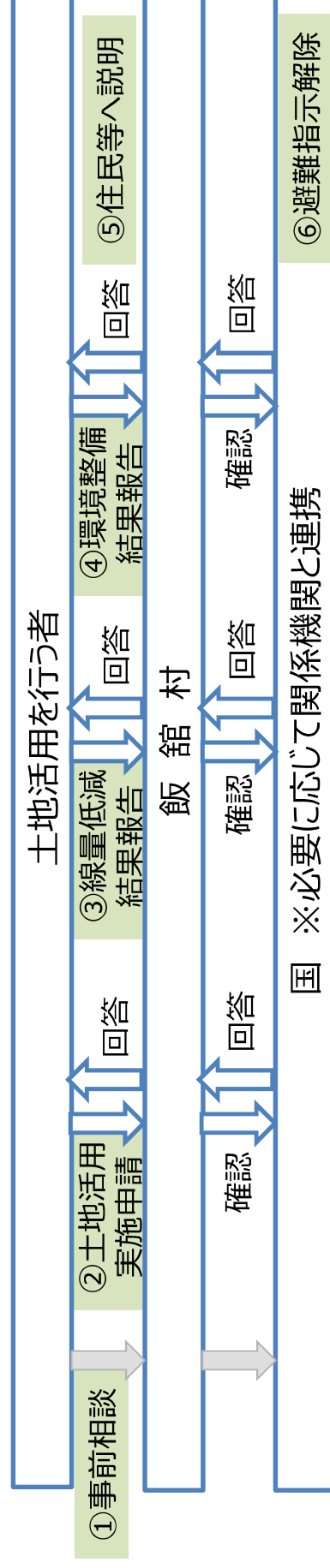
「この仕組みの適用に当たっては、この仕組みが適用される各自治体における土地活用の方針について、国及び自治体が個別に協議する。」

＜飯舘村 土地活用方針の概要＞

（１）主な適用要件

- ・ 長泥行政区のうち、拠点区域外の3.8μSV/hを大きく超えない地点。
- ・ 対象となる土地活用は、①工場用地、②公園用地、③資源作物等の非食用作物等の栽培による農業生産活動に係る用地。（日常生活を営むことが想定されないもの）
- ・ 線量低減措置、土地造成、関連規制の手続き等、必要な環境整備を実施。

（２）手続き



関連文書抜粋①

＜「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」令和 2 年12月25日原子力災害対策本部＞

1. はじめに

…拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みを提示する。

なお、この仕組みは、地元自治体の強い意向がある場合に、拠点区域外の土地活用にに向けた避難指示解除に限定して適用されるものである。

2. 拠点区域外の土地活用にに向けた避難指示解除に関する仕組み

(1) 仕組みの適用に関する基本的な考え方

拠点区域外の土地活用にに向けた避難指示解除に関する仕組みは、土地活用にに向けた避難指示解除という個別の意向を踏まえて提示するものであり、帰還・居住に向けた避難指示解除とは異なり、**住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用が主目的の解除**となる。…

(2) 土地活用にに向けた環境の整備

…国及び自治体が協議した**方針を踏まえ、国、自治体及び土地活用を行う者は、個別の案件ごとに、土地活用及び避難指示の解除に向けた検討を進める。**

その際、**土地活用の目的に沿った形で、土地活用を行う者等により、土地活用を実現するために必要な環境整備**がなされる必要がある。この環境整備としては、**用途に応じた土地の造成・設備の設置、防犯・保安対策、線量低減措置等**があげられる。

(4) 避難指示解除の具体的な手順の提示

個別の土地活用案件ごとに、(3)に掲げる取組の状況も踏まえながら、**空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること**及び**土地活用を行う者等によって、必要な環境整備が実施されていることが確認できた場合、地元との十分な協議**の上で、避難指示を解除する。

＜「帰還困難区域（特定復興再生拠点区域外）における避難指示解除を伴う土地活用の実施について」令和 2 年12月25日

原子力災害現地対策本部原子力被災者生活支援チーム＞

2. 土地活用解除の仕組みに関する方針の協議における留意点

① **土地活用地点の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを大きく超えないこと**。…

② 住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用であること。

＜「特定復興再生拠点区域外の土地利用に関する方針」令和5年3月28日改訂版 飯舘村＞

2. 拠点区域外における土地利用に係る要件

(1) 土地利用が可能な区域

…平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを大きく超えない地点とする。

(2) 可能な土地利用の内容

住民が日常的に居住することを想定しない土地利用とする。

具体的な土地利用については、別表に定める。…

(3) 環境整備

避難指示の解除のための要件…を満たすことを念頭に、土地利用の目的に沿った形で、土地利用を行う者等により、以下の土地利用を実現するために必要な環境整備を実施すること。

①線量低減措置

避難指示の解除のための要件として、空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが求められているため、当該要件を満たすよう、土地活用地点（当該地点への通行路を含む）に応じた線量低減措置（通常の施工において線量が低減するものを除く。以下、同じ。）を実施すること。

線量低減措置は、反転耕、深耕、砕石・コンクリート等による遮蔽等、土地活用地点において線量低減措置に伴い土壌が発生しない工法にて実施すること。また、専門の知見を有する機関の助言等を踏まえ、線量低減措置後及び環境整備後の線量低減の見通しを示すこと。…

令和 5 年度第 1 回 飯舘村環境回復検討委員会 次第

日時：令和 6 年 3 月 1 4 日

1 3 : 3 0 から

場所：第 1 委員会室ほか

オンライン開催

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 村長あいさつ
- 4 委員自己紹介（長泥地区除染検証委員会と同様の委員のため省略）
- 5 委員長及び副委員長選出

委員長

副委員長

- 6 協議
 - （1）飯舘村環境回復検討委員会の目的について【資料 1】
 - （2）今後の環境回復に向けた協議等について【資料 2－1.2】
 - （3）今後のスケジュール（案）について
 - （4）その他
- 7 次回の委員会開催について

飯舘村環境回復検討委員会委員名簿

No	職 務	氏 名	備 考
1	委 員	つかだ ひろふみ 塚 田 祥 文	福島大学 環境放射能研究所 放射生態学部門 参与・教授
2	委 員	あきみつ のぶよし 秋 光 信 佳	東京大学アイソトープ総合センター 教授
3	委 員	はやし せいじ 林 誠 二	国立環境研究所 福島地域協働研究拠点 研究グループ長
4	委 員	まんぶく ゆうぞう 万 福 裕 造	農業・食品産業技術総合研究機構 企画戦略本部 上級研究員
5	委 員	ながしろう ますお 長 正 増 夫	飯舘村行政区長会 会長

No	職 務	氏 名	所 属
	オブザーバー	つじもと たかき 辻 本 崇 紀	内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム 参事官
	オブザーバー	うちやま ひろゆき 内 山 弘 行	内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム 企画官
	オブザーバー	えだがわ よしひこ 枝 川 慶 彦	内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム 参事官補佐
	オブザーバー	なかむら しょう 中 村 祥	環境省福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 環境再生課 課長
	オブザーバー	よしだ ひろふみ 吉 田 宗 史	環境省福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 環境再生課 係長
	オブザーバー	はんがい まさひろ 半 谷 正 弘	環境省福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 環境再生課 専門官
	オブザーバー	たかの ひろかつ 高 野 浩 克	環境省福島地方環境事務所 県北支所 支所長補佐

事務局	さんべい まこと 三 瓶 真	飯舘村産業振興課	課長
	たかくら つねなり 高 倉 常 成	同 上	農政第二係長
	いまい かずき 今 井 一 起	同 上	農政第二係 主査
	さとう まさゆき 佐 藤 正 幸	飯舘村村づくり推進課	課長
	さいとう ひろし 齋 藤 博 史	同 上	企画定住係長
	たかの たくこ 高 野 琢 子	同 上	企画定住係 主査

※なおオブザーバーについては、適宜追加するものとする。

飯舘村環境回復検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 福島第一原子力発電所災害事故からの復興に向け、環境回復に向けた情報を収集、精査し、効果的に線量が低減しているか等について専門的知見から、分析、検証するため飯舘村環境回復検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 環境回復における手法の分析、検証、意見等に関すること。
- (2) 放射線に関する調査等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境回復に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。ただし、村長が認める場合はこの限りでない。

2 委員は、次に掲げる者について村長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 村民代表者
- (3) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、最初の委員会は村長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会において必要と認めるときは委員以外の者（学識経験者等）の出席

を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、必要に応じて公開することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業振興課及び村づくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後初めて委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、委嘱した日から令和7年3月31日までとする。

＜「特定復興再生拠点区域外の土地利用に関する方針」令和４年６月１６日飯館村＞ つづき

3. 土地利用の実施及び避難指示の解除に向けた手続き

(1) 事前相談

土地利用を行う者は、土地利用の実施に係る申請を行う前に、…飯館村及び国に事前の相談を行うこと。

また、…航空機モニタリングによる空間線量率等を用いて、線量低減措置後又は環境整備後には土地利用地点における空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルト以下となる見通しを示すこと。その際、必要に応じて、専門の知見を有する機関の助言等を踏まえること。

(5) 線量低減措置の実施結果の報告

土地利用を行う者は、線量低減措置を実施した後、線量低減の効果測定した上で、飯館村に対してその実施結果を報告…すること。その際、必要に応じて、専門の知見を有する機関の助言等を踏まえること。…

(7) 環境整備の実施結果の報告

土地利用を行う者は、環境整備を実施した後、飯館村に対してその実施結果を報告…すること。その際、必要に応じて、専門の知見を有する機関の助言等を踏まえること。…

(9) 住民等への説明

土地利用地点における避難指示の解除に向けて、必要に応じて、当該土地利用に関連する関連行政区、住民等への説明を行う。

また、必要に応じて、飯館村が設置する検証委員会など、専門的な知見を有する第三者による評価を求める。

別表

	項 目
土地利用内容	工場用地
	公園用地
	資源作物等の非食用作物及び非飼料用作物の栽培…に係る用地

第 1 回飯舘村環境回復検討委員会 環境省資料

1. 除染直前及び直後モニタリング結果

76地点（農地:45、住宅地等:6、森林:12、草地・芝地:13）

	直前モニタリング(μ Sv/h)		直後モニタリング(μ Sv/h)	
	高さ:1m	高さ:1cm	高さ:1m	高さ:1cm
平均	1.87	2.23	1.10	1.18
最大値	2.90	4.08	2.69	3.42
最小値	0.82	0.73	0.43	0.37
測定期間	2020.10.23～2021.6.21		2020.12.9～2021.11.26	

45地点農地のみ

	直前モニタリング(μ Sv/h)		直後モニタリング(μ Sv/h)	
	高さ:1m	高さ:1cm	高さ:1m	高さ:1cm
平均	1.89	2.16	0.79	0.74
最大値	2.73	3.45	1.48	1.50
最小値	0.84	0.73	0.43	0.37
測定期間	2020.11.17～2021.6.21		2020.12.23～2021.11.26	

2. 農地事後モニタリング測定予定内容

①現地測定時期：令和 6 年 3 月下旬より測定予定（天候状況により変更有り）

②測定点点数：127 点（27 箇所）

③測定結果提示時期：令和 6 年 6 月上旬頃